

1. 改定要領及び懇談会設置要綱

(1) 上三川町都市計画マスタープランの改定に関する要領

(目的)

第1条 この要領は都市計画法第18条の2に規定に基づき本町における都市計画に関する基本的な方針として策定した、上三川町都市計画マスタープランの改定を行うことを目的とする。

(組織体制)

第2条 前条の目的を達成するため、上三川町都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）、上三川町都市計画マスタープラン検討幹事会（以下「幹事会」という。）及び上三川町都市計画マスタープラン検討懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

2 組織の体制は別表1による。

(委員会の設置及び期間)

第3条 委員会は、副町長、課・局長（別表2）をもって組織する。

2 委員会は、平成27年11月4日から改定終了までの間設置する。

3 委員会に会長及び副会長を置く。

4 会長は副町長、副会長は都市建設課長とする。

5 会長は、委員会の会務を総括する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会の設置及び期間)

第4条 幹事会は、課長補佐、係長（別表3）をもって組織する。

2 幹事会は、平成27年11月4日から改定終了までの間設置する。

3 幹事会に総括者及び副総括者を置く。

4 総括者は、都市建設課長補佐をもって充てる。

5 総括者は、幹事会の運営に責任を負う。

(任期)

第5条 委員及び幹事の任期は、都市計画マスタープラン改定終了までとし、本務の職を離れたときは委員及び幹事の職を失い、後任者がその残任期間あたるものとする。

(委員及び幹事の任命)

第6条 委員及び幹事は町長が任命する。

(委員会及び幹事会の招集)

第7条 委員会の会長及び幹事会の総括者は、必要に応じ委員会及び幹事会を招集する。

2 会長及び総括者は、必要があると認めたときは、委員会及び幹事会に所属しない職員等の出席を求めることができる。

(委員会の任務)

第8条 委員会の任務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 幹事会の成果報告を検討し、報告に対する意見を表明すること。
- (2) 都市計画マスタープラン改定原案を検討し、決定すること。

(幹事会の任務)

第9条 幹事会の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 現状、課題、上位計画、関連計画等の調査研究、それらを踏まえた将来都市像、基本方針、地域別方針の検討を図り、資料を作成したうえで委員会へ報告する。
- (2) 専門研究機関からの報告を検討すること。
- (3) 都市計画マスタープラン改定原案を作成すること。

(懇談会)

第10条 都市計画マスタープラン改定原案作成にあたっては、基本となるべき事項について意見を求めるため、懇談会を設置する。

2 懇談会は、別に要綱を定め設置する。

(都市計画マスタープランの決定)

第11条 都市計画マスタープランは、委員会の改定原案に基づき、町長が上三川町都市計画審議会に報告し、審議会の審議を経て決定する。

2 都市計画マスタープラン改定原案は、あらかじめ懇談会に諮り、基本となるべき事項について意見を求めるものとする。

(事務の担当)

第12条 都市計画マスタープラン改定に関する事務は、都市建設課において担当する。

(補則)

第13条 この要領に定めるものを除くほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年11月4日から施行する。

(2) 上三川町都市計画マスタープラン検討懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 上三川町都市計画マスタープラン改定にあたって、基本となる事項について意見を求めるため、上三川町都市計画マスタープラン検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、都市計画マスタープラン改定原案及びその他改定に必要な事項に関して意見を述べる。

(組織)

第3条 懇談会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体代表
- (4) その他

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープラン改定終了までとする。ただし、本務の職を離れたときは委員の職を失い、後任者がその任にあたるものとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、懇談会を総括し、副会長は会長を補佐する。

(運営)

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、必要に応じ随時開催する。

3 懇談会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

(設置期間)

第7条 懇談会の設置期間は、委嘱の日から都市計画マスタープラン改定終了までとする。

(庶務)

第8条 懇談会に関する庶務は、都市建設課において担当する。

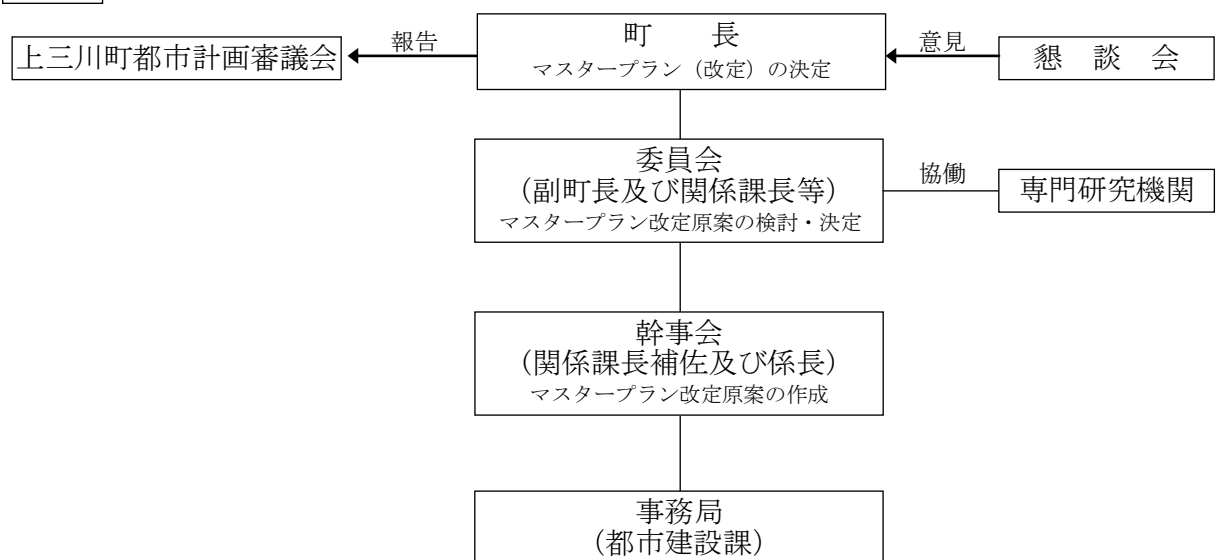
(補則)

第9条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は、会長がその都度定める。

附則

この要綱は、平成27年11月4日から施行する。

別表1 組織の体制



別表 2 委員会

会 長	副町長
副会長	都市建設課長
委 員	総務課長
	企画課長
	住民生活課長
	福祉課長
	健康課長
	保険課長
	産業振興課長
	建築課長
	農業委員会事務局長
	上下水道課長
	教育総務課長
	生涯学習課長

別表 3 幹事会

総括者	都市建設課長補佐
都市計画課	管理係長
	整備係長
	都市計画係長
総務課	課長補佐
企画課	課長補佐
住民生活課	課長補佐
福祉課	課長補佐
健康課	課長補佐
保険課	課長補佐
産業振興課	課長補佐
建築課	課長補佐兼建築係長
農委事務局	局長補佐兼庶務農地係長
上下水道課	課長補佐兼上水道係長
教育総務課	課長補佐
生涯学習課	課長補佐兼生涯学習係長

懇談会委員名簿

	職 名	委 員 名	備 考
1	議会議長	津野田 重 一	
2	議会副議長	田 村 稔	
3	議会総務文教常任委員長	高 橋 正 昭	
4	議会産業厚生常任委員長	稲 川 洋	
5	農業委員会会長	見 目 登	
6	宇都宮農業協同組合代表理事組合長	佐久間 芳 昭	
7	商工会長	宮 崎 哲	
8	社会福祉協議会会長	野 沢 美 範	
9	自治会連絡協議会会長	増 渕 孝 造	
10	自治会連絡協議会副会長	横 屋 昭 典	
11	自治会連絡協議会副会長	阿 部 正 幸	
12	自治会連絡協議会副会長	稲 見 和 正	
13	女性団体連絡協議会長	鶴 見 秀 子	
14	栃木県県土整備部都市計画課長	西 川 能 文	
15	宇都宮土木事務所長	齋 藤 守	

2. 策定経緯

時期 \ 項目		会議等	内 容
平成27年度	平成27年12月11日	都市計画審議会	改定の主旨・スケジュールについて
	平成28年1月26日	第1回検討幹事会	改定の主旨・スケジュールについて 関係各課における課題の整理
	3月16日	第2回検討幹事会	「全体構想」の改定内容の検討
平成28年度	平成28年5月30日	第1回検討委員会	改定の主旨・スケジュールについて 「全体構想」の改定内容の検討
	7月5日	都市計画審議会	「全体構想」の改定内容の報告
	7月5日	第1回検討懇談会	改定の主旨・スケジュールについて 「全体構想」の改定内容の検討
	9月1日	第3回検討幹事会	「地域別構想・実現方策」の改定内容の検討
	10月14日	第4回検討幹事会	計画全編の改定内容を検討
	10月21日	第2回検討委員会	計画全編の改定内容の検討
	11月4日	第2回検討懇談会	計画全編の改定内容の検討
	11月22日～ 12月21日	パブリック コメント	計画全編について
	平成29年1月27日	都市計画審議会	計画全編の最終報告

3. 現況整理

(1) 位置・地勢

栃木県の東南部、東京から約90km、宇都宮から約15kmに位置し、町域は南北に約11km、東西に約8km、面積は54.39km²である。

町域は平坦で、鬼怒川・田川・江川が流れ、肥沃な田園地帯が広がっている。

【位置図】

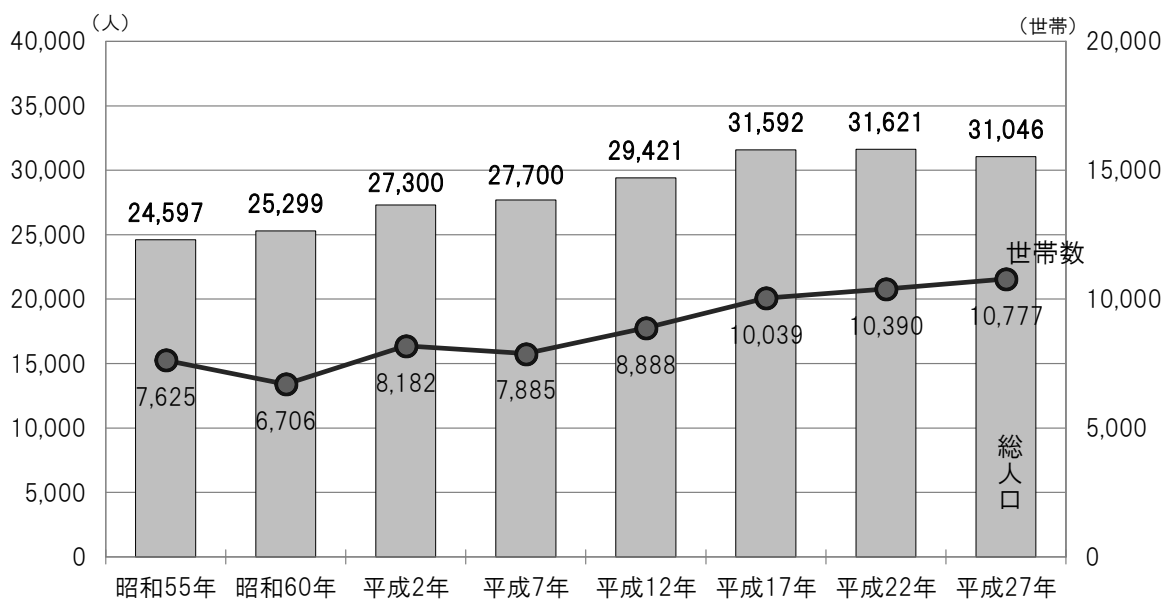


(2) 人口特性

① 総人口・世帯数

本町の総人口は、増加傾向を示し、平成17年の国勢調査においては3万人を超えたが、平成22年（2010）の31,621人をピークに減少に転じている。

世帯数は、平成7年以降、増加傾向を継続している。

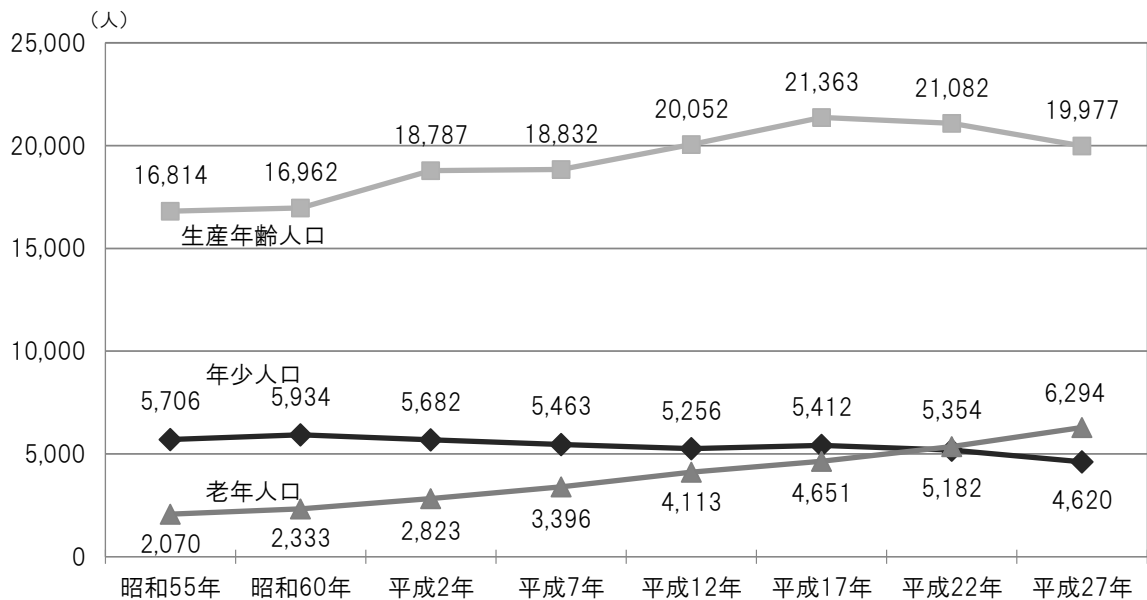


資料：国勢調査

② 年齢3区分人口

本町の年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64 歳）が平成17年（2005）の21,363人をピークに減少に転じている。

老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、平成22年（2010）には年少人口（14 歳以下）を上回った。

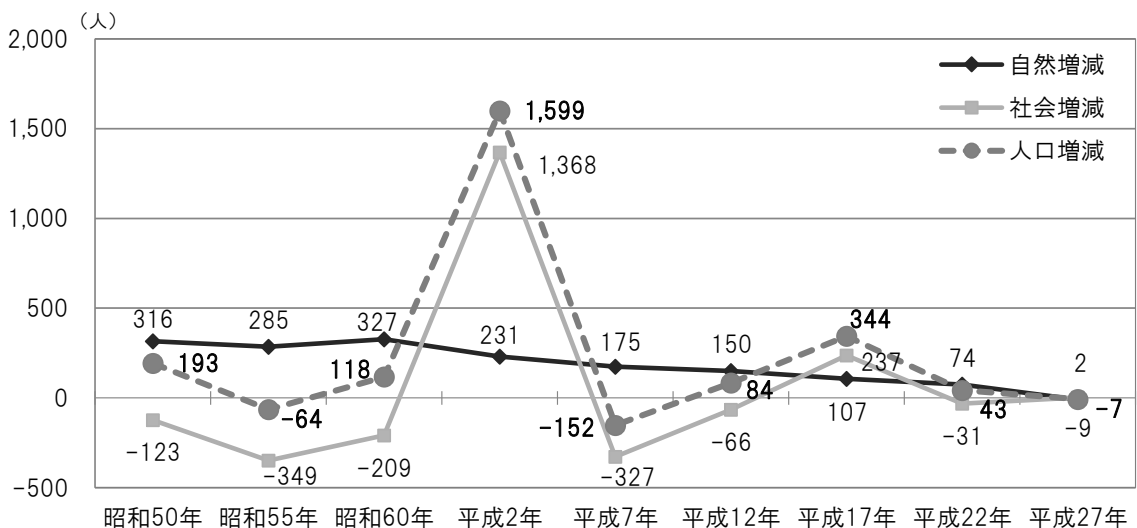


資料：国勢調査

③ 人口動態

毎月人口調査による自然増減・社会増減の推移をみると、自然増減は減少傾向にあり、平成27年には減少に転じ、マイナス9人となっている。一方で、社会増減は、増加・減少を繰り返しており、平成27年はプラス2人である。

また、社会増減と人口増減のグラフは同様の傾向を示しており、本町の人口動態においては社会増減の影響が大きいことが伺える。



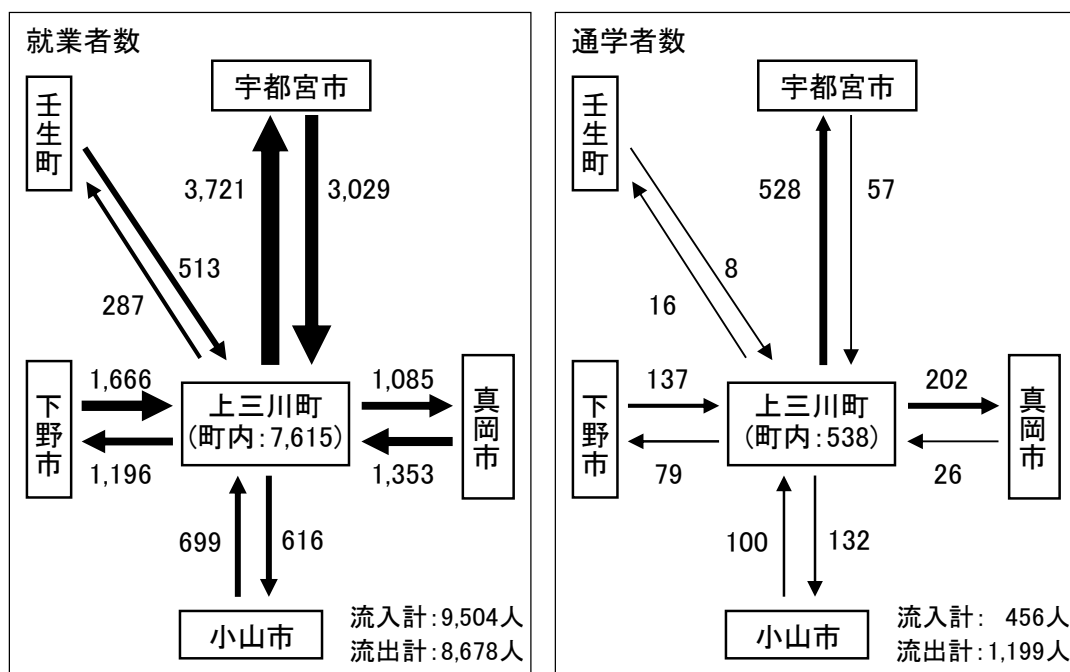
資料：毎月人口調査

④ 流入・流出口

流入・流出口（通勤・通学の動向）の状況をみると、平成22年の流入人口は9,960人、一方流出口は9,877人で、流入数の方が多くなっている。

就業者数・通学者数別にみると、就業者数は流入数の方が多くなっており、大手自動車工場を中心に本町が職場として機能していることがわかる。

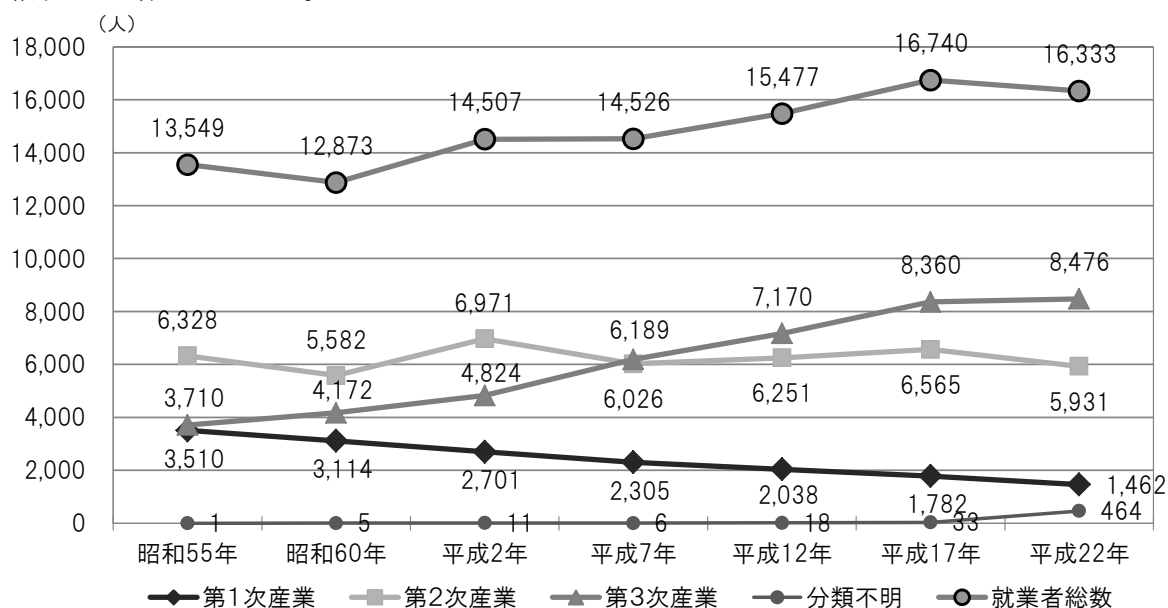
通学者は、流出口が流入人口の2倍以上となっており、通学者は近隣市町、特に宇都宮市に多く流出している。



資料：国勢調査 (平成 22 年)

⑤ 産業別人口

就業者総数は、増減を繰り返しながら、全体として増加傾向にある。第1次産業は一貫して減少、第2次産業は6,000人前後で推移、第3次産業は平成22年の数値が昭和55年と比べて倍以上に増加している。



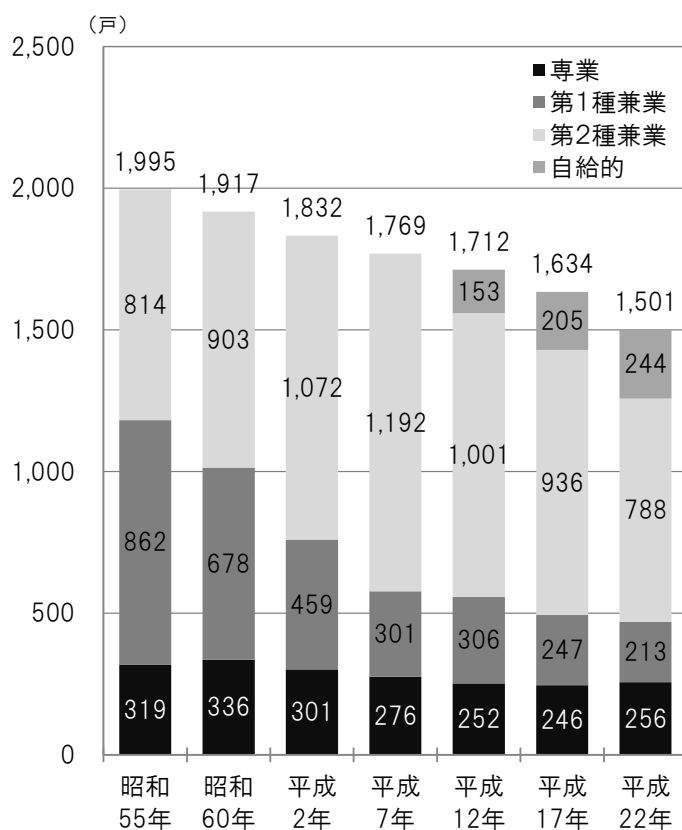
資料：国勢調査

(3) 産業特性

① 農業

農業は、豊かな水系を活用した稲作のほか、特産物である かんぴょう（ゆうがお）や首都圏に位置する地理的優位性を活かした施設園芸（イチゴ、にら、トマト等）が盛んであり、多様な野菜を生産している。

農家数の推移をみると、全体的に減少が続いている。特に第1種兼業農家の減少が著しくなっている。専業農家は、平成17年から平成22年においてわずかではあるが増加している。



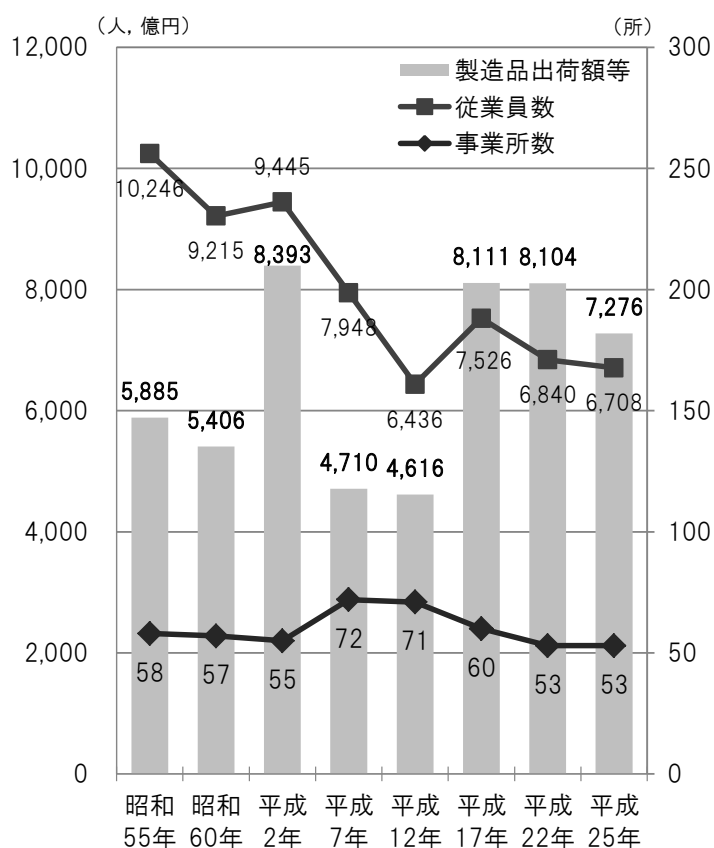
資料：農林業センサス

② 工業

事業所数は平成7年、12年と増加したが、平成22年以降は横ばい傾向となっている。

従業員数は増減を繰り返しているが、全体として減少傾向にある。

製造品出荷額等は、平成25年：7,276億円で、同年の県内では宇都宮市（18,103億円）、栃木市（8,159億円）、小山市（7,296億円）に次ぐ額となっている。その内、輸送用機械器具製造業の出荷額が町全体の9割以上を占めている。

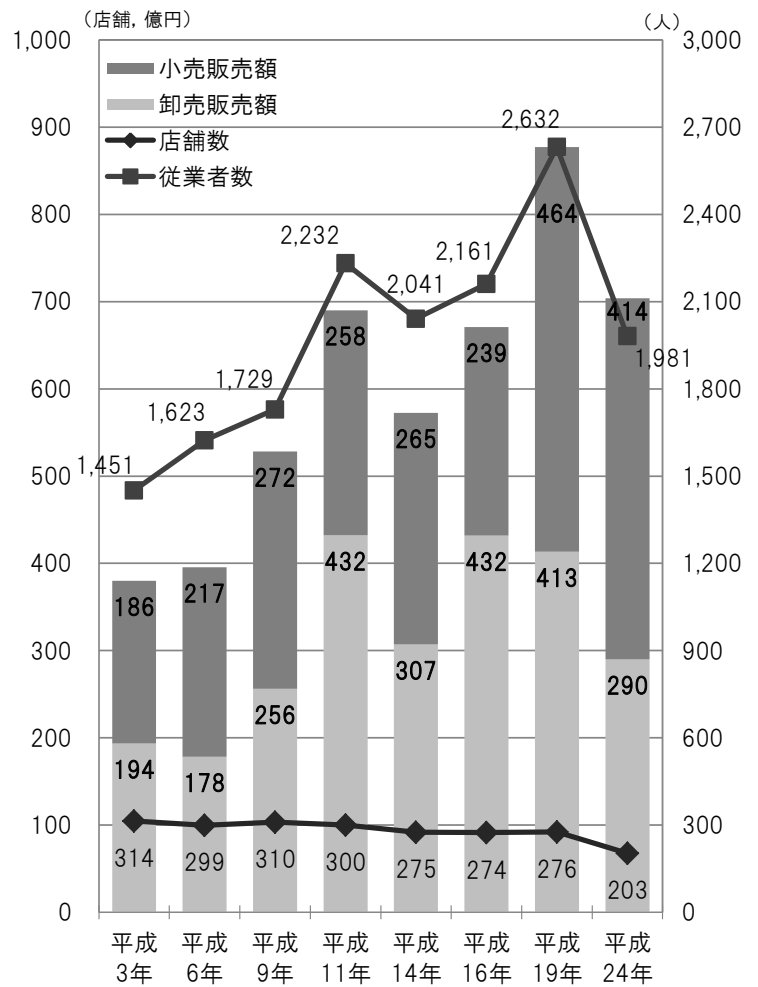


資料：工業統計調査

③ 商業

商業は、上三川通りを軸とした中心市街地、インターパーク宇都宮南において集積している。

店舗数は減少傾向にあるが、従業員数・年間販売額ともに増減を繰り返しながら増加傾向を示していた。平成24年（「経済センサス活動調査」に移行）では、店舗数・従業員数・年間販売額とも多く減少、年間販売額においては特に卸売業の減少が大きくなっている。



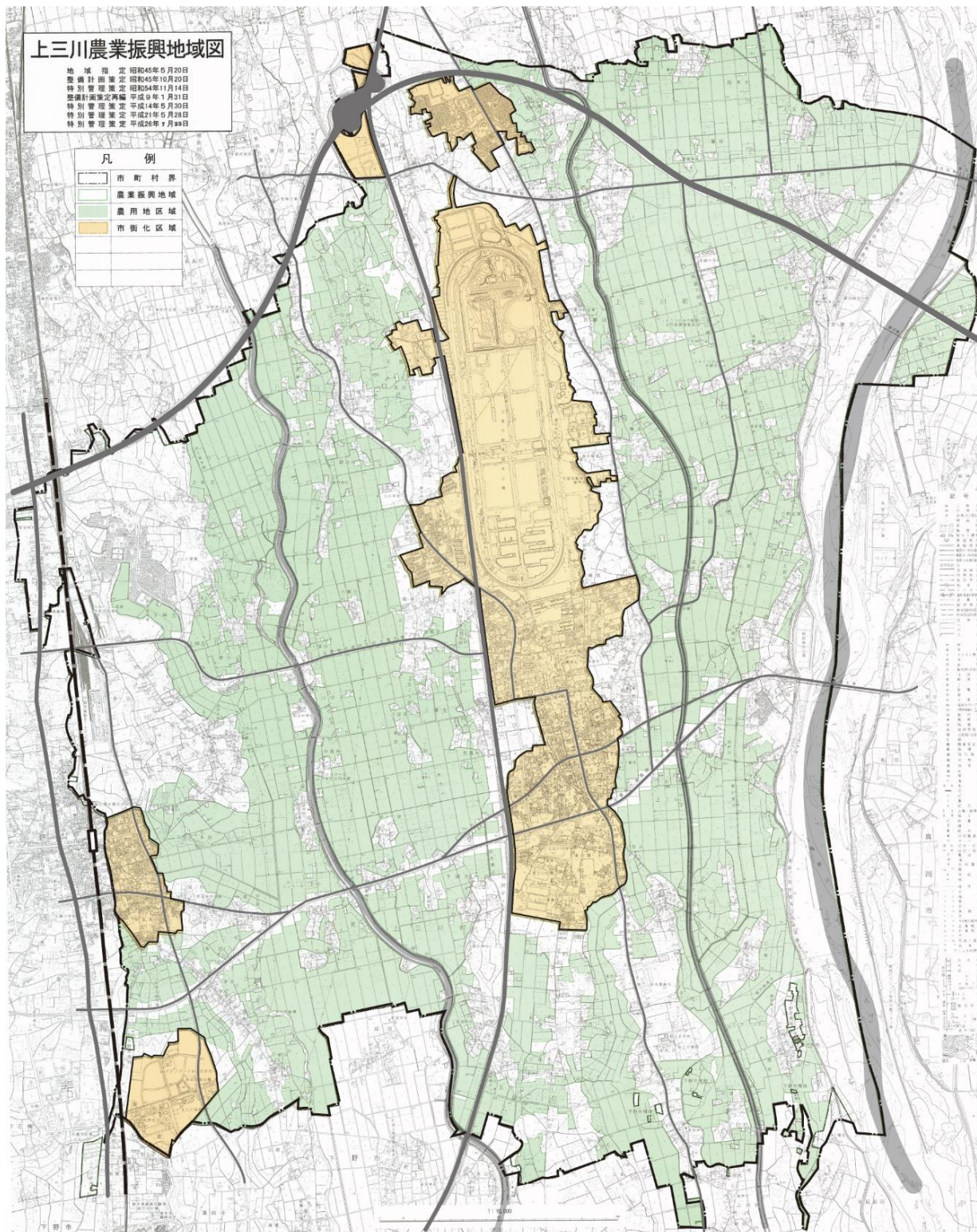
資料：商業統計調査、
経済センサス活動調査(平成24年)

(4) 土地利用特性

① 法規制

農業振興地域及び農用地区域の状況は下図のとおりである。

【農業振興地域図】



② 用途地域指定状況

町域の約半数を水田等の農地が占めている。

都市計画法にもとづく市街化区域は、町域の約14%：757haが指定され、約4割が住居系地域、約5割が工業系地域に指定されている。

【 用途地域指定状況 】

区 分	面積 (ha)	用途地域面積に 対する割合 (%)	町域面積に 対する割合 (%)
用 途 地 域	757.0	100.0	13.9
第1種低層住居専用地域	42.0	5.6	0.8
第1種中高層住居専用地域	39.7	5.2	0.7
第2種中高層住居専用地域	70.2	9.3	1.3
第1種住居地域	160.2	21.2	2.9
第2種住居地域	4.1	0.5	0.1
準住居地域	4.5	0.6	0.1
近隣商業地域	8.7	1.1	0.2
準工業地域	10.0	1.3	0.2
工業地域	101.6	13.4	1.8
工業専用地域	316.0	41.8	5.8
住居系地域小計	320.7	42.4	5.9
商業系地域小計	8.7	1.1	0.2
工業系地域小計	427.6	56.5	7.8
用途地域外	4,682.0	－	86.1
総 面 積	5,439.0	－	100.0

資料：都市建設課

上三川町都市計画図

1:10,000

凡例

色	種別	備考
緑	緑地	(第1種)
黄	黄地	(第1種)
黄	黄地	(第2種)
黄	黄地	(第3種)
黄	黄地	(第4種)
黄	黄地	(第5種)
黄	黄地	(第6種)
黄	黄地	(第7種)
黄	黄地	(第8種)
黄	黄地	(第9種)
黄	黄地	(第10種)
黄	黄地	(第11種)
黄	黄地	(第12種)
黄	黄地	(第13種)
黄	黄地	(第14種)
黄	黄地	(第15種)
黄	黄地	(第16種)
黄	黄地	(第17種)
黄	黄地	(第18種)
黄	黄地	(第19種)
黄	黄地	(第20種)
黄	黄地	(第21種)
黄	黄地	(第22種)
黄	黄地	(第23種)
黄	黄地	(第24種)
黄	黄地	(第25種)
黄	黄地	(第26種)
黄	黄地	(第27種)
黄	黄地	(第28種)
黄	黄地	(第29種)
黄	黄地	(第30種)
黄	黄地	(第31種)
黄	黄地	(第32種)
黄	黄地	(第33種)
黄	黄地	(第34種)
黄	黄地	(第35種)
黄	黄地	(第36種)
黄	黄地	(第37種)
黄	黄地	(第38種)
黄	黄地	(第39種)
黄	黄地	(第40種)
黄	黄地	(第41種)
黄	黄地	(第42種)
黄	黄地	(第43種)
黄	黄地	(第44種)
黄	黄地	(第45種)
黄	黄地	(第46種)
黄	黄地	(第47種)
黄	黄地	(第48種)
黄	黄地	(第49種)
黄	黄地	(第50種)
黄	黄地	(第51種)
黄	黄地	(第52種)
黄	黄地	(第53種)
黄	黄地	(第54種)
黄	黄地	(第55種)
黄	黄地	(第56種)
黄	黄地	(第57種)
黄	黄地	(第58種)
黄	黄地	(第59種)
黄	黄地	(第60種)
黄	黄地	(第61種)
黄	黄地	(第62種)
黄	黄地	(第63種)
黄	黄地	(第64種)
黄	黄地	(第65種)
黄	黄地	(第66種)
黄	黄地	(第67種)
黄	黄地	(第68種)
黄	黄地	(第69種)
黄	黄地	(第70種)
黄	黄地	(第71種)
黄	黄地	(第72種)
黄	黄地	(第73種)
黄	黄地	(第74種)
黄	黄地	(第75種)
黄	黄地	(第76種)
黄	黄地	(第77種)
黄	黄地	(第78種)
黄	黄地	(第79種)
黄	黄地	(第80種)
黄	黄地	(第81種)
黄	黄地	(第82種)
黄	黄地	(第83種)
黄	黄地	(第84種)
黄	黄地	(第85種)
黄	黄地	(第86種)
黄	黄地	(第87種)
黄	黄地	(第88種)
黄	黄地	(第89種)
黄	黄地	(第90種)
黄	黄地	(第91種)
黄	黄地	(第92種)
黄	黄地	(第93種)
黄	黄地	(第94種)
黄	黄地	(第95種)
黄	黄地	(第96種)
黄	黄地	(第97種)
黄	黄地	(第98種)
黄	黄地	(第99種)
黄	黄地	(第100種)

(5) 都市計画道路・都市公園・河川の状況

① 都市計画道路

都市計画道路は、自動車専用道路 1 路線、幹線街路 11 路線、補助幹線 4 路線が都市計画決定されている。

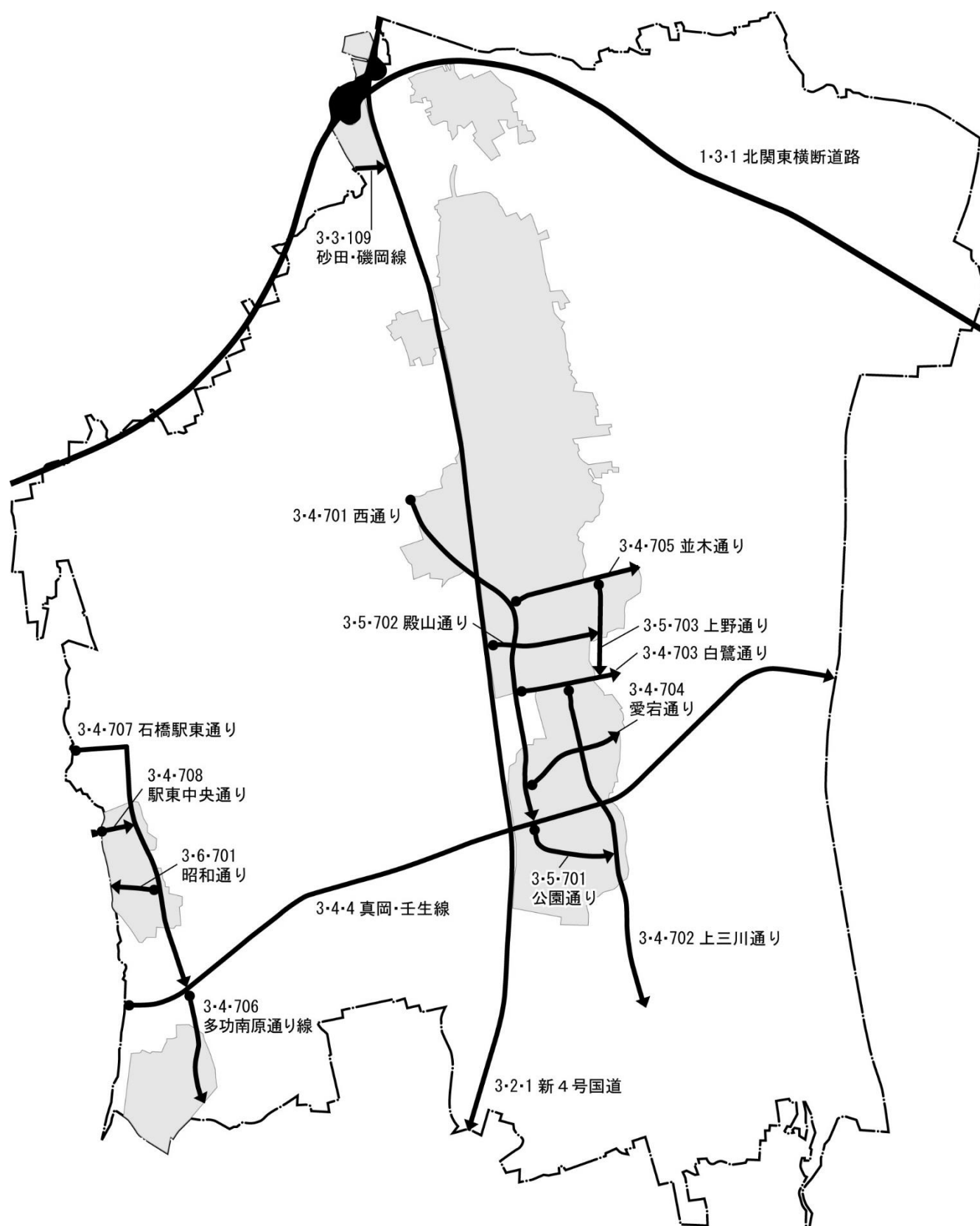
【都市計画道路の状況】

(平成28年度末現在)

路 線 名	都市計画 決定権者	車線数	代表幅員 (m)	延 長 (m)	道路種別延長 (m)
1・3・1 北関東横断道路	国	4	23.5	7,100	国道：7,100
3・2・1 新 4 号国道	県	6	38.5	8,910	国道：8,910
3・3・109 砂田・磯岡線	県	4	25.0	270	県道： 270
3・4・4 真岡・壬生線	県	4	20.0	6,520	国道：3,600 県道：2,920
3・4・701 西通り	県	2	18.0	3,140	県道：2,074 町道：1,066
3・4・702 上三川通り	県	2	16.0	2,880	県道：2,880
3・4・703 白鷺通り	県	2	16.0	840	県道： 440 町道： 400
3・4・704 愛宕通り	町	2	16.0	980	町道： 980
3・4・705 並木通り	町	2	16.0	1,100	町道：1,100
3・4・706 多功南原通り線	町	2	16.0	960	町道： 960
3・4・707 石橋駅東通り	県	2	18.0	2,760	町道：2,760
3・4・708 駅東中央通り	町	2	18.0	280	町道： 280
3・5・701 公園通り	町	2	14.0	830	町道： 830
3・5・702 殿山通り	町	2	12.0	940	町道： 940
3・5・703 上野通り	町	2	12.0	810	町道： 810
3・6・701 昭和通り	県	2	11.0	400	県道： 400
計	総延長：38,720 (100%)				

資料：都市建設課

【都市計画道路の状況】



② 公園・緑地

都市計画決定された「都市公園・都市緑地」と、条例等による「その他の都市公園等」の状況はそれぞれ下表のとおりである。

【都市公園・都市緑地の状況】

(平成28年度末現在)

区 分	面積(ha)	都市計画決定日	種 別	備 考
6号鬼怒緑地 (桃畑緑地公園・蓼沼緑地公園・蓼沼親水公園 *いずれも地区公園)	124.4 (全体 297.0)	平成 10.6.1	緑 地	
2・2・701 馬場公園	0.16	平成 4.3.24	街 区	
2・2・702 八丁公園	0.25	平成 4.3.24	街 区	
2・2・703 殿山公園	0.25	平成 4.3.24	街 区	
2・2・704 並木公園	0.25	平成 4.3.24	街 区	
2・2・705 上野公園	0.25	平成 4.3.24	街 区	
2・2・706 天神公園	0.19	平成 4.3.24	街 区	
2・2・707 宮公園	0.22	平成 4.3.24	街 区	
2・2・708 西公園	0.17	平成 4.3.24	街 区	
2・2・709 きたはら公園	0.11	平成 10.4.7	街 区	
2・2・710 あかぼり公園	0.20	平成 10.4.7	街 区	
2・2・711 ひがしはら公園	0.18	平成 10.4.7	街 区	
2・2・712 ふざかし公園	0.15	平成 10.4.7	街 区	
2・2・713 いちょう公園	0.19	平成 10.4.7	街 区	
2・2・714 みさと公園	0.13	平成 10.4.7	街 区	
3・3・701 上三川城址公園	1.60	昭和 60.10.18	近 隣	
3・3・702 多功南原公園	1.00	平成 3.10.25	近 隣	
3・3・703 しらさぎ公園	1.70	平成 4.3.24	近 隣	
3・3・704 ゆうがお公園	1.90	平成 10.4.7	近 隣	
4・4・701 富士山公園	5.50	昭和 48.4.10当初 平成 15.7.1最終	地 区	

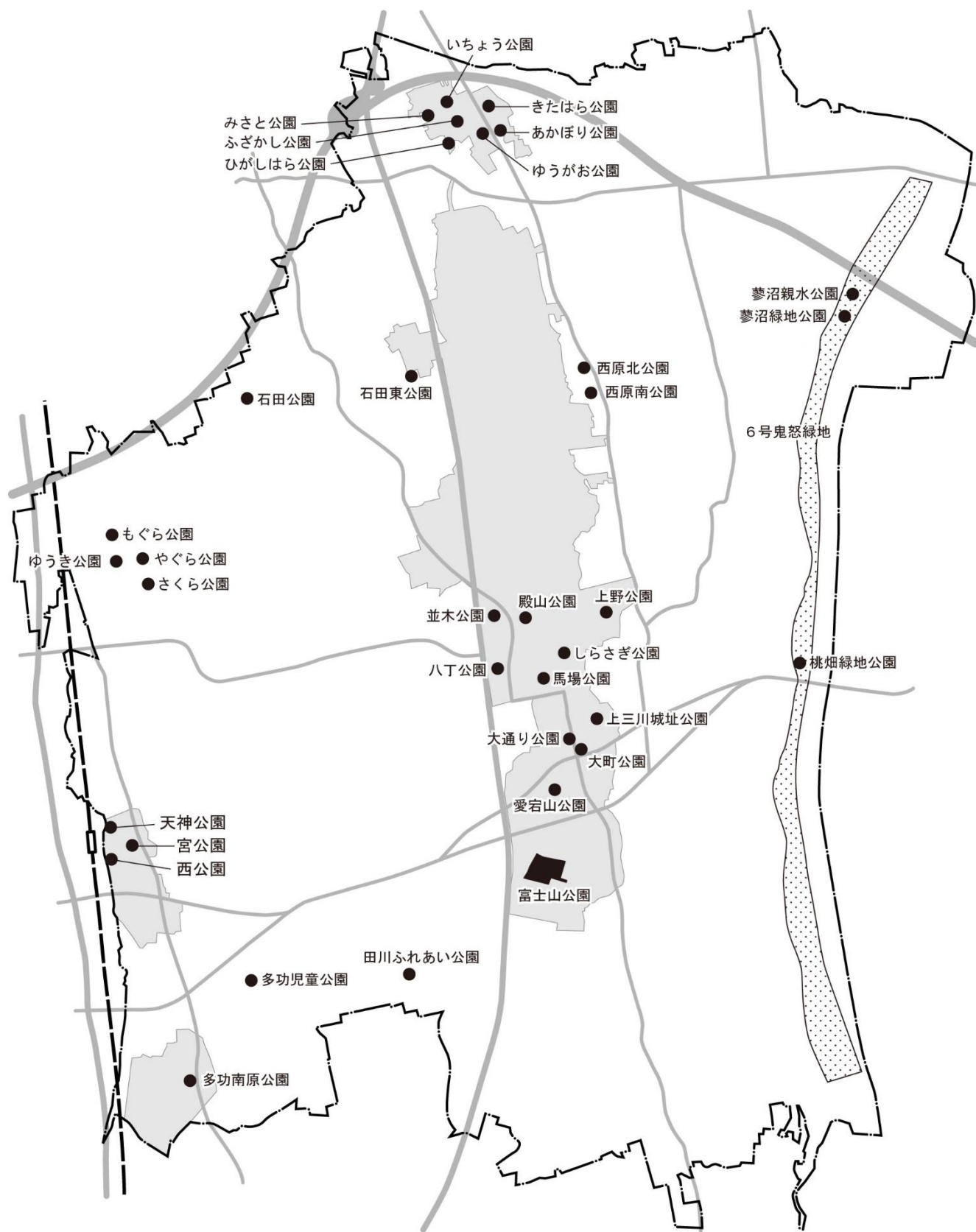
【その他の都市公園等の状況】

(平成28年度末現在)

区 分	面積(ha)	供用開始日	種 別	備 考
石田公園	1.4	昭和 62.4.1	近 隣	
多功児童公園	0.29	平成 6.4.1	街 区	
ゆうき公園	1.5	平成 6.4.1	近 隣	
さくら公園	0.14	平成 6.4.1	街 区	
やぐら公園	0.12	平成 6.4.1	街 区	
もぐら公園	0.12	平成 6.4.1	街 区	
西原北公園	0.19	平成 8.1.1	街 区	
西原南公園	0.11	平成 8.1.1	街 区	
石田東公園	0.16	平成 12.4.1	街 区	
大通り公園	0.06	平成 12.4.1	街 区	
大町公園	0.04	平成 12.4.1	街 区	
田川ふれあい公園	1.15	平成 12.4.1	都市緑地	
愛宕山公園	0.58	平成 24.4.1	街 区	

資料：都市建設課

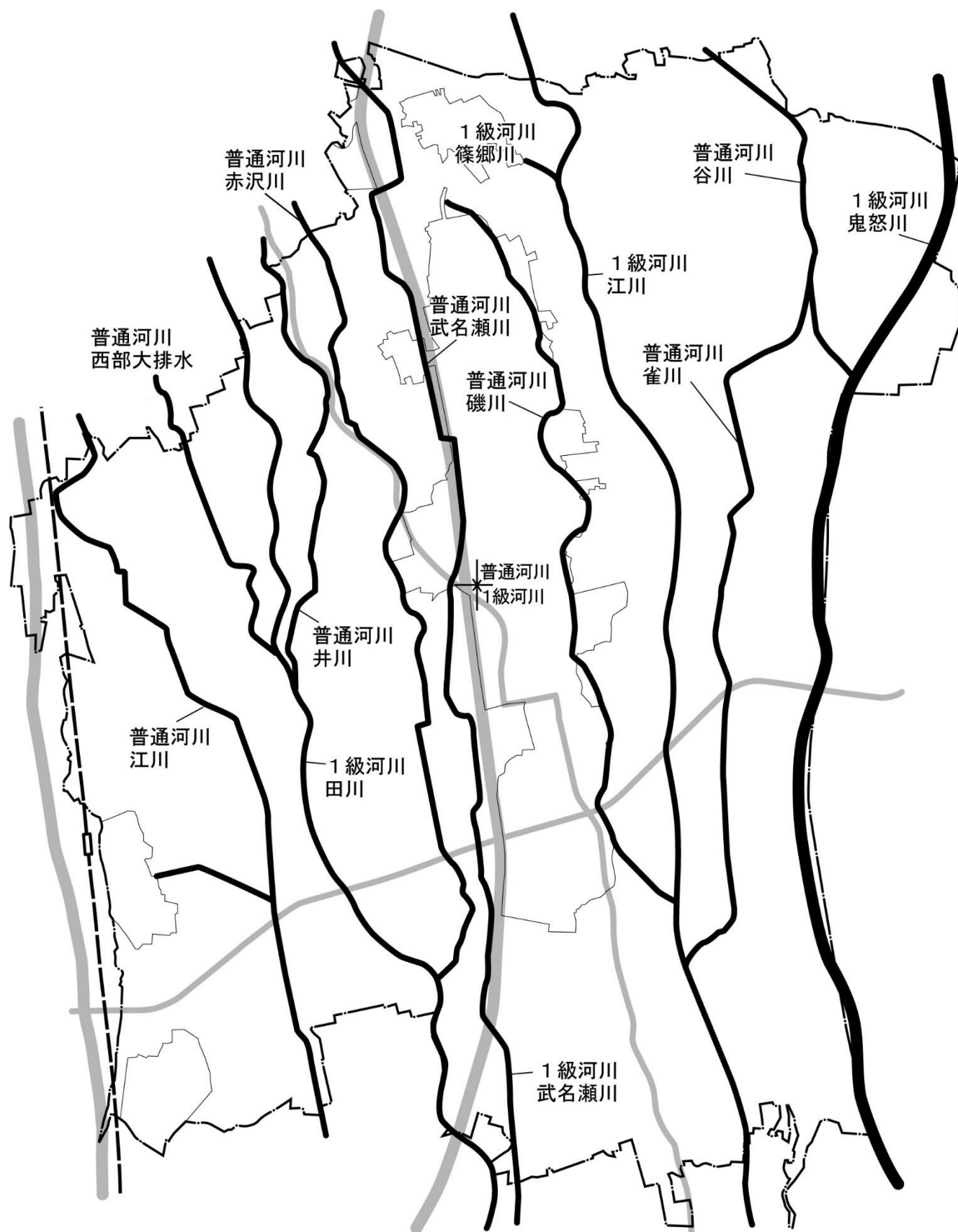
【都市公園の状況】



③ 河川

一級河川・普通河川の状況は下図のとおりである。

【河川の状況】



4. 用語解説（五十音順）

あ 行

ICT

インフォメーション&コミュニケーション・テクノロジー（Information and Communication Technology）の頭文字を取ったもので、情報や通信に関連する科学技術の総称。「IT」（Information Technology：情報通信技術）もほぼ同じ意味として用いられるが、国際的にはICTの方が使われる。医療、教育、経済等のさまざまな分野での利活用が図られ、都市計画の分野でも交通ネットワークや防災など多くの面で活用されている。

アクセス道路

目的地（施設、場所等）に到達するための交通手段となる道路。

インフラ

インフラストラクチャー（infrastructure）の略で、都市計画や社会資本整備の分野で使う場合は「産業や生活の基盤として整備される施設」となる、道路、公園、上下水道、鉄道、送電網、通信施設、学校、病院、福祉施設などをさす。「社会で共有する基盤」である点の特徴で、個人所有の住宅はインフラとは呼ばれないが、自治体がニュータウンを整備するような場合は社会共有的な性格を持つので「住宅インフラ」などと呼ばれる。

宇都宮テクノポリス

テクノポリス構想は、高度産業等の工業開発促進による地域経済の自立化等をめざす地域振興策であり、宇都宮テクノポリスは「高度技術工業集積地域開発促進法」にもとづき1984（昭和59）年に指定。

宇都宮テクノポリスの中核として、平成25年、宇都宮市にテクノポリスセンター地区が整備された。

エリア・ゾーン

本計画では、エリアを「地域」、ゾーンをそれよりも狭い範囲の「地帯・区域」として設定し、エリアの中に、さらに機能ごとに細分化されたゾーンを位置づけている。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地。

それぞれの施設や土地利用としての機能・形態以外にも、市街地においては開放感のある場所を確保したり、火災の延焼防止や避難場所として安全なまちづくりのために重要な役割を果たすなど、さまざまな機能を有する。

か 行

開発許可制度

市街化調整区域における開発行為をコントロールし、無秩序な開発を抑制する。

各種指導要綱

宅地開発指導要綱等、特定の目的について整備等の基準を示す。

河川区域

一級河川・二級河川・準用河川について、流水及び河状の土地、河川管理施設の敷地、堤外の土地に必要な区域を指定。河川区域内においては、土地の占用、工作物の新築等について河川管理者の許可を受けなければならない。

既成市街地・集落

都市計画法における既成市街地として、人口密度：40人/ha以上の地区が連たんして3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地が定められており、市街化区域設定の基準のひとつとなっている。本計画では、一般的にいわれるような、道路等の都市施設の整備や建物の連たんなどによりまとまった市街地が形成される地域としても位置づけている。

集落としては、市街地以外において住宅・建物等が集積している部分を位置づけている。

北関東自動車道

群馬県高崎市～茨城県ひたちなか市を連絡する延長約150km高速自動車国道で、群馬県・栃木県・茨城県の主要都市及び北関東の海への玄関口である常陸那珂港を結ぶ。また、東京から放射状にのびる東北自動車道、関越自動車道及び常磐自動車道と連結し、さらに上信越自動車道・中部横断自動車道と一体になって、東京から100～150km圏を環状に結ぶ「環状道路」を形成する。

協働

都市基盤整備などの公共的な事業・施策において、住民と行政が課題・目的などを共有しながらパートナーとして連携し、協力や主体的な参加を得ながら、持続的、効果的なまちづくりに取り組むこと。

コリドール構想

栃木県の総合計画である『とちぎ元気発信プラン』の「地域の目指す姿：交流・連携」に示された軸で、「東京と東北を結ぶセンターコリドール」「水戸と前橋・高崎を結ぶオーシャンコリドール」「成田空港と福島空港を結ぶスカイコリドール」から成る。

さ 行

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、動植物に由来する有機物（バイオマス）など、自然界に常に存在するエネルギー。環境にやさしく、石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、枯渇する心配が無い。

3 R運動

ごみ・廃棄物の「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」「リサイクル（再生使用・再資源化）」により循環型社会の構築をめざす運動。

市街化区域

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、具体的には、すでに市街地を形成しているか、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化区域への編入

市街化のポテンシャルが高い地区については面的整備や地区計画等の方針を明確にして市街化区域への編入を行うことにより、市街化を前提にした計画的な土地利用等を進める。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう。

市街化調整区域における開発許可の立地基準(都市計画法第34条第11号)に基づく区域指定

市街化調整区域における開発許可及び建築許可に関する都市計画法第34条第11号の立地基準について、条例で指定した区域(おおむね50以上の建築物が連たんしている)で行う開発行為の基準を緩和するもの。

上三川町においては平成20年に4地区を指定している。

社会資本整備総合交付金

旧「まちづくり交付金」として制度化されていたものが移行して、平成22年度より「社会資本整備総合交付金」となった。地方公共団体が地域の課題やまちづくり目標の実現のため実施する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援することを目的としている。実施する事業等をまとめた「都市再生整備計画」を作成、計画に位置づけた事業を一括して支援する。

住宅地区改良事業

住宅地区改良法にもとづき構造・設備等が不良な住宅が密集した地区の改善を図る。

スプロール

道路・公園・排水施設などの都市基盤整備が不十分な開発が、無計画のまま市街地の周辺に拡大し、農地等において虫食い状に無秩序な市街地が形成されること。

た 行

地域地区制度

用途地域や防火地域等のようにゾーンに分けて建築物等の規制・誘導を行い適正な市街地形成を図る。

地域森林計画対象民有林

「全国森林計画」に即して、森林計画区別に、知事が、10年を1期として5年毎に「地域森林計画」を策定する。その区域において対象となる民有林をいう。

地区計画

一体的に整備及び保全を図るべき地区について規制・誘導することにより、地区にふさわしい環境の整備・保全を図る。原則的に住民・利害関係者すべての参加と合意が必要。他の都市計画より詳細で地区の実状に即した内容が検討できる。

平成4年の都市計画法改正により市街化調整区域でも地区計画が策定できるようになった。

特定環境保全公共下水道事業

市街化区域以外の区域において下水道整備を行う。(簡易な公共下水道)

特定交通安全施設等整備事業

交通の安全を確保する必要がある道路について総合的な計画のもとに実施する。

都市型水害・ゲリラ豪雨

市街地では、地表がアスファルトやコンクリートで覆われ、水を浸透、吸収できないため、集中豪雨によって側溝や下水道の容量を超える雨が降ると、水が道路などにあふれ出る(内水被害)場合があり、そうした都市部特有の水害を都市型水害という。

ゲリラ豪雨は、明確な定義はないが、集中豪雨のひとつで、局地的、短時間で予想が難しいことからこういわれ、こうした豪雨が頻繁に発生し始めた2008年頃から多く使われるようになった。

都市基盤整備

道路・公園・上下水道等の都市基盤施設をそれぞれ単独で整備する事業。

都市計画区域

都市計画法その他の関連法令の適用を受ける区域で、具体的には、市町村の中心となる市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況等を勘案し、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定（都道府県知事による指定）。

都市サービス

交通施設・病院・スポーツ施設・商業施設・レジャー施設・文化施設・上下水道・電気・ガスなど、快適で豊かな都市生活を営んでいくための活動を支えるもので、行政が提供するサービス、民間事業者によって提供されるサービス、住民による公益的サービスの総体をいう。

土地区画整理事業

道路・公園・下水道等の公共施設を一体的に整備し、宅地の増進及び宅地形状・面積等の適正化を実施する。

土地利用の純化

住宅地・工業地・商業地について、それぞれの用途に即した土地利用を図り、他の用途との混在を避けること。

な 行

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律にもとづいて知事が指定する、自然的・経済的・社会的な諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当と認められる地域。農用地区域内の開発行為は原則として認められない。

は 行

風致地区

樹木や水面等の良好な自然環境を維持するため、政令にしたがって規制の内容を定める。

フレーム

人口や面積などの将来の推計値・目標値について、概ねのめやすとなる「枠」という意味で「フレーム」を使う。

歩行者専用道整備事業

交通事故等から歩行者・自転車の安全確保を図るとともに市民の生活環境改善に資するため既設の街路歩道と併せて安全・快適な歩行者ネットワークを形成する。

ま 行

まちづくり条例等

まちづくりや開発等の内容について、議会の議決を得た条例とすることで、地域の独自性や実現方策としての指導力を高め、かつ住民の参加・協力を得やすくする。

街なみ環境整備事業

住環境の悪化している地区等において、住民による街づくり協定を促進するなど、官民一体となってゆとりとうるおいのある住宅地の形成を図る。

面的整備

土地区画整理事業・工業団地造成事業等の、面的にまとまった区域における、道路・公園等の都市基盤施設を含めた一体的な整備。

や 行

優良田園住宅制度

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」（国土交通省・農林水産省）に基づく制度。豊かな自然環境の中でのゆとりある生活・田園居住に対するニーズへの対応、農山村地域や都市近郊等における地域社会の維持と活力づくりなどのため、自然に恵まれたゆとりと潤いのある田園住宅の建設を促進することを目的とし、そのための支援を行う。

用途地域

都市機能の維持・増進や住環境の保護等を目的とする合理的な土地利用を図るため、都市計画法にもとづき、建築物の用途・容積率・建ぺい率・高さ等についての制限を行う制度。市街化区域において定め、市街化調整区域においては原則的に定めないこととされている。

ら 行

緑地協定・建築協定等

緑地や建築物について、一定の区域の住民の合意のもと、良好な環境や景観を形成するための項目を定める。基本的には紳士協定であるが、締結後は拘束力を有するものもあり、例えば建築協定は建築基準法に定められた準立法制度として建築協定区域内の土地取得者にまで効力が及ぶ。

緑地保全地域

都市緑地保全法・都市計画法にもとづき良好な自然環境を有する区域内の建築・木竹伐採等を制限する。